

栃木県結核・感染症サーベイランス委員会運営要領

(目 的)

第1条 栃木県が実施する結核・感染症発生動向調査事業の解析評価等を行うため、栃木県感染症対策連携協議会設置要綱第4条第1項の規定により、栃木県結核・感染症サーベイランス委員会（以下「サーベイランス委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 サーベイランス委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 栃木県が実施する結核・感染症発生動向調査事業で収集された情報の解析・評価
- (2) 栃木県結核・感染症発生動向調査情報の作成
- (3) 栃木県結核・感染症発生動向調査事業報告書の作成
- (4) その他、必要と認める事項の検討及び報告

(組 織)

第3条 サーベイランス委員会は、委員8名以内で組織し、知事が委嘱又は任命する。

(任 期)

第4条 委員（県職員のなかから任命された委員を除く。）の任期は、3年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(役 員)

第5条 サーベイランス委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、サーベイランス委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 サーベイランス委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サーベイランス委員会は、原則として2か月に1回開催する。

3 緊急の必要性がある場合には、臨時開催するものとする。

(事務局)

第7条 サーベイランス委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、栃木県結核・感染症サーベイランス委員会事務局（以下「サーベイランス事務局」という。）と称する。

3 サーベイランス事務局は、保健福祉部感染症対策課内に置く。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、サーベイランス委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

（附 則）

この規約は、平成4年5月19日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成5年10月1日から適用する。

なお、施行日における委員及び役員については、施行前の規定により委嘱又は任命された委員、互選又は指名された役員とする。

（附 則）

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成11年8月20日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。